

○瑞穂町地域活動支援センター事業実施要綱

平成 18 年 10 月 1 日

告示第 202 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、瑞穂町地域生活支援事業実施規則（平成 18 年規則第 50 号。以下「実施規則」という。）第 3 条の規定に基づき、地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設置及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）に基づき行うものとする。

2 事業の種類及び事業内容は、次に掲げる各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等専門職員を配置して行う、医療又は福祉のサービスを行う者等及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成並びに障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業

(2) 地域活動支援センターⅡ型 地域において就労が困難な在宅障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対し、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを行う事業

(3) 地域活動支援センターⅢ型 地域の障害者団体等が地域の障害者等の援護のために行う小規模作業所等への通所による事業

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、町の区域内に居住地を有する障害者等で、施設を利用する必要があると町長が認める者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている障害者等

(2) 愛の手帳又は療育手帳の交付を受けている障害者等

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者等

(申請)

第4条 事業を希望する障害者又は障害児の保護者（次条において「申請者」という。）は、瑞穂町地域活動支援センター事業給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（利用の要否決定）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、利用の要否を決定し、瑞穂町地域活動支援センター事業給付費決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）又は瑞穂町地域活動支援センター事業給付費却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、瑞穂町地域活動支援センター事業給付費決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を受けた者（以下「利用者」という。）には地域生活支援事業受給者証（様式第4号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（基準支給量）

第6条 事業の基準支給量は、1月当たり22日とする。

2 町長は、事業の支給量を決定するときは、勘案事項等を総合的に判断し適切な支給量を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請に係る障害者等の障害の状況、当該障害者の介護を行う者の状況等により一時的に基準支給量を超える支給量を決定することができる。

（利用方法）

第7条 利用者は、瑞穂町地域生活支援事業事業者の登録等に関する規則（平成18年規則第51号）第4条の規定により登録された事業者（以下「指定事業者」という。）に受給者証を提示して、当該事業のサービスを受けるものとする。

（支給決定の変更の申請）

第8条 利用者は、第5条の規定による決定に係る支給量又は利用者負担上限額算定のために必要な事項を変更する必要があるときは、瑞穂町地域活動支援センター事業給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第5号）を受給者証とともに町長に提出するものとする。

（支給決定の変更の申請に係る通知）

第9条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、その結果を瑞穂町地域活動支援センター事業給付費変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第10条 利用者は、障害者等又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先を変更したときは、受給者証とともに地域生活支援事業受給者証内容変更届（様式第7号）により町長に届け出るものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者に係る支給決定を取り消すことができる。この場合において、瑞穂町地域活動支援センター事業給付費決定取消通知書（様式第8号）により利用者に通知するものとする。

（1）事業の対象者でなくなったとき。

（2）不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が利用を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、当該取消しに係る利用者に対し、受給者証の返還を求めるものとする。

（受給者証の再交付）

第12条 支給決定の有効期間内において、受給者証を破り、汚し、又は紛失した利用者は、地域生活支援事業受給者証再交付申請書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えるものとする。

3 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを町長に返還しなければならない。

（地域活動支援センター事業給付費）

第13条 町長は、利用者が支給決定の有効期間内において指定事業者から事業のサービスを受けたときは、当該利用者に対し、当該事業に要した費用について、地域活動支援センター事業給付費を支給する。

- 2 町長は、利用者が指定事業者の前項の地域活動支援センター事業給付費の受領を委任したときは、当該利用者に代わり、その者に支給すべき額の地域活動支援センター事業給付費を当該指定事業者に支払うものとする。
- 3 前項の規定により、地域活動支援センター事業給付費の受領を委任された指定事業者が事業に係る地域活動支援センター事業給付費を請求しようとするときは、サービスを提供した月の翌月の10日までに町長に対し、次に掲げる書面を提出しなければならない。
 - (1) 瑞穂町地域活動支援センター事業給付費請求書（様式第10号）
 - (2) 瑞穂町地域活動支援センター事業給付費明細書（様式第11号）
 - (3) 地域活動支援センター事業サービス提供実績記録票（様式第12号）
- 4 町長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を審査の上、地域活動支援センター事業給付費を支払うものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、利用者が事業に要した費用を指定事業者を支払った場合において、町長は、当該利用者から当該事業に係る地域活動支援センター事業給付費の請求があったときは、当該利用者に対し、事業に係る地域活動支援センター事業給付費を支払うものとする。
- 6 前項の規定により、事業に係る地域活動支援センター事業給付費を請求しようとする利用者は、領収書（指定事業者が当該事業に要した費用の支払いを受け、発行したものをいう。）及び地域活動支援センター事業サービス等提供証明書を町長に提出しなければならない。

（地域活動支援センター事業給付費の額）

第14条 地域活動支援センター事業給付費の額は、事業に通常要する費用につき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく瑞穂町地域生活支援事業等に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年告示第196号）により算定した額（その額が現に事業のサービスに要した費用の額を超え

るときは、当該現に事業のサービスに要した額)の100分の90に相当する額とする。

- 2 利用者が同一の月内に受けた事業並びに実施規則第2条第1項の移動支援事業及び日中一時支援事業に要した費用の合計額から、それぞれの事業の当該同一の月における給付費の合計額を控除して得た額が、当該利用者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して町長が別に定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における地域活動支援センター事業給付費の額は、前項の規定により算定した額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内の額とする。
(障害福祉サービスとの適用関係)

第15条 瑞穂町障害福祉サービス支給決定基準(平成18年告示195号)で定める日中活動系サービスを利用している障害者等は、この事業の支給決定を受けることができない。ただし、この事業を複数利用することが当該障害者等の自立に効果的である等、正当な理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、町長は、当該障害者等が同一の日のうちに複数の日中活動系サービスを利用することを認めることができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前に行われた支給決定の手續その他の行為は、この告示の規定により行われたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日告示第68号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月27日告示第192号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第3条及び第5条から第13条までの規定による改正前の瑞穂町後期高齢者医療葬祭費支給事務要綱様式

第1号、瑞穂町ごみ収集所跡地の譲渡に関する基準第2号様式、瑞穂町移動支援事業実施要綱様式第2号、様式第3号、様式第6号及び様式第8号、瑞穂町日中一時支援事業実施要綱様式第2号、様式第3号、様式第6号及び様式第8号、瑞穂町地域活動支援センター事業実施要綱様式第2号、様式第3号、様式第6号及び様式第8号、瑞穂町重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要綱様式第3号及び様式第6号、瑞穂町補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱様式第5号、瑞穂町訪問入浴サービス事業実施要綱様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第8号、瑞穂町障害児等タイムケア事業実施要綱様式第2号、様式第3号、様式第6号及び様式第8号並びに瑞穂町精神障害者地域活動支援センター事業実施要綱様式第2号、様式第3号、様式第6号及び様式第8号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第4号(第6条関係)

(一)		(二)		(三)				
地域生活支援事業受給者証		支給決定の内容		支給決定の内容				
受給者証番号		支給決定期間		訪問入浴	支給決定期間			
支給決定者等障害者	居住地	移動支援	支給量等		支給量等			
	フリガナ			地域活動支援センター	支給決定期間	支給量等		
	氏名	日中一時支援事業	支給決定期間				支給量等	利用者負担割合
生年月日				特記事項欄				
障害児	フリガナ			(予備欄)				
氏名								
生年月日								
障害種別								
交付年月日								
支給市町村名及び印		〒190-1292 東京都西多摩郡 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 瑞穂町						

(四) 支給量変更の記載欄		
サービスの種類	変更後の支給量	市町村認印
	変更年月日 年 月 日	
	変更年月日 年 月 日	
	変更年月日 年 月 日	
(予備欄)		

(五) 移動介護事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業者確認印
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの残量	時間 分	
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの残量	時間 分	
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの残量	時間 分	

(六) 移動介護事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業者確認印
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの残量	時間 分	
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの残量	時間 分	
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの残量	時間 分	

(十)	(十一)	(十二)
<p>(予備欄)</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、各ページをよく読んで大切に持ってってください。 2 地域生活支援事業サービスを受けようとするときは、必ずこの証を地域生活支援事業事業者に提示してください。 3 地域生活支援事業サービスを受けるときに支払う金額は、指定地域生活支援事業サービスに要した費用（食費等を除く。）の1割です。ただし、三面の利用者負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。 なお、基準該当事業者によるサービス提供を受ける場合等は、市町村の窓口にお問い合わせください。 4 支給決定期間を超過したときは、地域生活支援事業等の支給を受けられませんので、支給決定期間を超過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。 5 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。 6 この証の1ページの記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 	<ol style="list-style-type: none"> 7 支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。 居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を、市町村に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 11 支給決定の内容欄に記載されていない地域生活支援事業サービスについては、支給は受けられません。

様式第10号(第13条関係)

瑞穂町地域生活支援事業給付費 請求書

年 月 日

(請 求 先)

瑞穂町長 あて

請求事業者	指定事業所番号	
	住 所 (所在地)	〒
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

			年			月分
--	--	--	---	--	--	----

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

区 分	件数	単位数	費用合計	市町村 請求額	利用者 負担額	市町村 助成額
地域生活支援事業給付費						
合 計						

